

平成15年著作権重要判決紹介

平成15年度著作権委員会*

目次

1. はじめに
2. 侵害主体の認定に関する判決
 - 2-1 問題の所在
 - 2-2 クラブ・キャッツアイ事件
 - 2-3 スナック・魅留来事件地裁判決
 - 2-4 スナック・魅留来事件高裁判決
 - 2-5 ビデオメイツ事件
 - 2-6 ヒットワン事件
 - 2-7 ファイルログ事件
3. 職務著作に関する判決
 - 3-1 問題の所在
 - 3-2 RGBアドベンチャー事件
4. 映画の著作物の著作権者に関する判決
 - 4-1 マクロス事件
5. 著作権の制限に関する判決
 - 5-1 問題の所在
 - 5-2 国語テスト事件
 - 5-3 考察

.....

1. はじめに

著作権委員会は、弁理士法の平成12年改正により、「著作物…に関する権利…の売買契約…その他の契約の代理又は媒介」や「これに関する相談に応ずること」が弁理士の「標榜業務」として同4条に規定されたことを受けて、平成13年度に新設された。このように新規業務に関する委員会であるが為に、当委員会では、何よりも先ず会員の業務に資する情報を提供すべく、設立以来継続して、最新の著作権判決のウォッチングを行ってきた。今般、公開に必要なシステムが整ったので、本稿がパテント誌に掲載される時点までには、3年分のウォッチング結果が日本弁理士会フォーラム上で公開されている予定である。本稿は、平成15年度委員会において検討した判決のうち、特に重要であると考えられた判決について、その紹介を行うものである。

2. 侵害主体の認定に関する判決

2-1 問題の所在

特許法においては、構成要件該当の直接侵害行為が実際になされる前の準備行為や直接侵害行為が業として行われなかった場合に特許権者を保護するために、いわゆる間接侵害行為が“侵害とみなす行為”として法定されている（特101条）。著作権法にも“侵害とみなす行為”の規定はあるが（著113条）、そこに挙げられている行為はいわゆる間接侵害行為とは異なる。従って、著作権法の規定を文言解釈する限りは、一般消費者が行う構成要件該当行為にのみ用いられる物を頒布する行為や、設備や環境を提供する行為を、著作権侵害行為として追及することができない。そこで、解釈によってかかる行為に対して著作権を及ぼす必要が生じたのである。

ところで、不法行為法の規定上、行為者が単独又は共同の不法行為者（民709条、民719条1項）であると解釈できる場合の他、教唆者又は幫助者（民719条2項）であると解釈できる場合であっても、当該行為者に対して損害賠償請求をすることができる。差止請求についても、行為者が単独又は共同の侵害行為者であると解釈できれば著作権法112条の差止請求ができる（教唆者又は幫助者としてしか解釈できない場合については、更に、教唆者又は幫助者に対して著作権法112条の差止請求ができるかが問題となる）。

この点、米国実務では、「他人の侵害行為を監督する権能があり、当該侵害行為から直接的な経済利益を得ている」者に責任を問う形態として、例えばナップスター事件等で認定された代位侵害責任（vicarious liability）がある（作花文雄『詳解著作権法』569頁～（ぎょうせい、第2版、2002）参照）。

我国実務上においても、クラブ・キャッツアイ事件

* 平成15年度委員長 金井英幸、同副委員長 岡戸昭佳、
同副委員長 中川裕幸

判決（福岡高判昭59.7.5 昭57年（ネ）595号，昭58年（ネ）329号 判時1122号153頁，判タ528号308頁最（三小）判63.3.15 昭59年（オ）1204号 民集42巻3号199頁）以降，カラオケを巡る音楽著作物の演奏権侵害事件を中心に，侵害主体の認定に関する判例が蓄積されている。従来，カラオケに関してかかる判例が蓄積されてきたのは，「…営利を目的とせず，かつ，聴衆又は観衆から料金…を受けない場合には，公に上演し，演奏し，上映し，又は口述することができる…（著38条1項）」ために，カラオケ店で歌唱する客に対しては著作権を行使できない一方，平成11年以前においては，「適法に録音された音楽の著作権の演奏の再生については，…当分の間旧法…の規定は，なおその効力を有する（著作権法旧附則14条）」としてカラオケ店がカラオケ伴奏を再生する行為も「…偽作とみなさず（旧法30条）」とされていたために，著作権法条文の文言解釈だけでは侵害者が存在しないことになってしまい，そのため，店によるカラオケ伴奏の再生と客による歌唱とを全体的に捉え，店が歌唱主体であるとみなす必要が生じたからである。ところで，クラブ・キャッツアイ事件当時カラオケ装置はカラオケテープを用いるもの（客は歌詞集を見ながら歌唱）であったが，その後，歌詞テロップをディスプレイ上に逐次表示するレーザーカラオケ方式が主流となったので，附則旧14条下でも，カラオケ店による歌詞映像＋伴奏音楽の再生行為に対して著作権（上映権）を行使できるようになった。さらに，平成11年の附則旧14条廃止（平成12年1月1日施行）により，映像の上映がなくても，店による伴奏の再生に対して権利行使可能となった。従って，カラオケ店経営者を歌唱主体とみなす必要は低下したとも考えられる。しかしながら，近年ではカラオケ装置のリースが一般化し，リース業者による支配が強化されているので，個々のカラオケ店よりも経営基盤が強固でありより確実に権利行使の実効を上げられると期待できるリース業者に対して侵害責任迫及する必要が生じてきたのである。

このようにカラオケに関して蓄積された判例の理論は，その後，演奏権以外の支分権に関する他の形態の事件にも用いられるようになった。その一例が，ゲームソフトについての同一性保持権を侵害するためのデータを格納したメモリの頒布行為について争われたときめきメモリアル事件（最（三小）判平13.2.13 平

11年（受）955号 民集55巻1号87頁）であり，他の一例が，インターネットを介したピアツーピアのファイル交換のためのシステム・環境提供行為について争われたファイルログ事件（東京地判平15.12.17 平14（ワ）4237号，4249号）である。以下，カラオケに関する過去の代表的判決を挙げ，更に，平成15年に出されたヒットワン事件判決（大阪地判平15.2.13 平14（ワ）9435 判時1842号120頁，判タ1124号285頁）及びファイルログ事件判決（前掲）について，紹介する。

2-2 クラブ・キャッツアイ事件（前掲）

裁判所は，「①（カラオケ店経営者は）店舗にカラオケを設備してこれを管理し，客に勧めて…他の客の面前で歌唱させ（演奏の主体性），…②客の来集をはかって利益をあげることを意図していると認められる（営利性）」から，「客の歌唱も含めて演奏の主体性は店側にあり，かつ営利を目的とし，公衆の面前で演奏しているものと認めるのが相当である」として，演奏行為主体としてのカラオケ店経営者に対する差止請求及び損害賠償請求を認めた。

2-3 スナック・魅留来事件地裁判決（大阪地判平6.3.17 昭63（ワ）6200 知財集29巻1号230頁）

裁判所は，「①カラオケ装置により再生されるレーザーディスクに収録されている音楽著作物の大部分は，Xの管理著作物であり，Xの許諾を得ずに同装置を使用することが即管理著作権の侵害となるリース物件たる業務用カラオケ装置の現実の稼働状況を含めて全体として考察すれば，Y3（リース業者）の行為は，管理著作権侵害発生の危険を創出し，その危険の支配・管理に従事する行為である（支配・管理性）…②それによってY3（リース業者）は対価としての利得を得ているのであるから（営利性）…右行為に伴い，当該危険の防止措置を講じる義務（注意義務）…を生じさせると解するのが条理に適う見方である」として，カラオケスナック経営者の他，情を知って店にカラオケ装置をリースするリース業者に，著作権侵害の共同不法行為者（幫助者）としての損害賠償責任を認めた。

2-4 スナック・魅留来事件高裁判決（大阪高判平9.2.27 平6（ネ）841 知財集29巻1号213頁）

裁判所は、地裁判決理由に示されたリース業者の注意義務の具体的内容を、以下の通りに示した。即ち、
 「①本件装置につきユーザーとリース契約を締結(契約の更改を含む。)する際、ユーザーが本件装置を被控訴人の許諾を得ないままカラオケ伴奏による客の歌唱に使用する事態をも予測した上、…被控訴人との間に著作物使用許諾契約を締結することが必要であることを伝え、これを周知徹底させて契約を締結したり、②契約締結後も随時右使用許諾契約締結の有無を調査確認した上、未だ許諾契約締結に至っていない場合には、速やかに被控訴人との間の許諾契約の締結に努めるよう促すべき注意義務があり、③さらに、ユーザーがどうしてもこれに応じない場合には、リース契約の解消をも検討し本件装置の引き揚げに努めるべき注意義務ある」とした。その上で、「Y3は、これらの注意義務をいずれも怠り、何ら適切な著作権侵害防止措置を講じないまま前記著作権侵害行為に及んだ Y1 及び Y2 (カラオケスナック経営者) との間で本件リース契約を継続、更改して本件装置を提供したのであるから、その点において Y3 に過失があると言わざるを得ず、Y3 は、少なくとも、Y1 及び Y2 の前記著作権侵害行為を幫助した者として、民 719 条 2 項に基づき共同不法行為責任を免れない」とし、原審を維持した。

2-5 ビデオメイツ事件 (最(二小)判平 13.3.2

平 12(受)222 民集 55 卷 2 号 185 頁)

裁判所は、「①カラオケ装置により上映又は演奏される音楽著作物の大部分が著作権の対象であることに鑑みれば、カラオケ装置は、…著作権侵害を生じさせる蓋然性の高い装置といえることができること、②著作権侵害は刑罰法規にも触れる犯罪行為であること…、③カラオケ装置のリース業者は、このように著作権侵害の蓋然性の高いカラオケ装置を賃貸に供することによって営業上の利益を得ているものであること、④…カラオケ装置のリース業者としては、リース契約の相手方が著作物使用許諾契約を締結し又は申込みをしたことが確認できない限り、著作権侵害が行われる蓋然性を予見すべきものであること、⑤カラオケ装置のリース業者は、著作物使用許諾契約を締結し又は申込みをしたか否かを容易に確認することができ、これによって著作権侵害回避のための措置を講ずることが可能であること」を挙げ、「カラオケ装置のリース業者は

…リース契約の相手方に対し、当該音楽著作物の著作権者との間で著作物使用許諾契約を締結すべきことを告知するだけでなく、上記相手方が当該著作権者との間で著作物使用許諾契約を締結し又は申込みをしたことを確認した上でカラオケ装置を引き渡すべき条理上の注意義務を負う」とし、カラオケリース業者の不法行為責任を認めた。

2-6 ヒットワン事件 (前掲)

(1) 判決の意義

本件は、通信カラオケ装置をリースするリース業者が、カラオケスナック経営者による管理著作物の利用行為の幫助ないし教唆を行う者である為に著 112 条の「著作権…を侵害する者又は侵害するおそれがある者」に該当するとして差止請求を認めた点で、重要である。

(2) 判旨

①リース業者は管理著作物の利用主体であるか？

裁判所は、「被告は、…本店各店舗における演奏行為に關与するものではなく、いつ、どの楽曲を演奏するかについて個々のカラオケ楽曲の演奏行為に直接的な関わりを有するものではないから、被告が管理著作物に係る歌詞・楽曲の演奏・上演行為の直接的な行為主体ということとはできない」として、リース業者自身が侵害行為主体であるとは認めなかった。

②リース業者が幫助者にとどまるとして差止請求できるか？

i. リース業者による各店舗(上演行為主体)に対する管理・支配性

裁判所は、「被告は、…権利著作物(の)…演奏を行うについて必要不可欠といえるカラオケ装置(同装置に蓄積された楽曲データを含む)を提供し」、「リース物件の鍵は、…賃貸料債権担保のため、原則として被告が保管」、「被告は、リースしたカラオケ装置について、作動可能ないし作動不能を制御するという管理手段を有している」として、リース業者の管理・支配性を認定した。

ii. リース業者の営利性

裁判所は、「リース料は、…各店舗における原告の管理著作物(の)…演奏・上映行為と密接な結びつきのある利益とも評価できる」として、リース業者の営利性を肯定した。

iii. リース業者の注意義務

裁判所は、ビデオメイツ事件最高裁判例（前掲）を引用し、リース業者の「条理上の注意義務」を肯定した。

iv. リース業者の地位

裁判所は、「被告は、本件各店舗の経営者を主体とする…著作権侵害行為について、カラオケ装置及び楽曲データをリース契約及び通信サービス提供契約によって提供し、本件各店舗における歌詞・楽曲の演奏ないし上映を可能としているものであり、しかも、本件各店舗の経営者が原告から現に著作物使用許諾を得ていないことを知りながら、これらの提供しているのであるから、本件各店舗の経営者がしている著作権侵害行為を故意により幫助している者であるということができる」として、リース業者を侵害行為幫助者として認定した。

v. 著作権法 112 条 1 項の解釈

裁判所は、「侵害の幫助行為を現に行う者であっても、①幫助者による幫助行為の内容・性質、②現に行われている著作権侵害行為に対する幫助者の管理・支配の程度、③幫助者の利益と著作権侵害行為との結び付き等を総合して観察したときに、(a)幫助者の行為が当該著作権侵害行為に密接な関わりを有し、(b)当該幫助者が幫助行為を中止する条理上の義務があり、(c)かつ当該幫助行為を中止して著作権侵害の事態を除去できるような場合には、当該幫助行為を行う者は侵害主体に準じるものと評価できるから、同法 112 条 1 項の『著作権を侵害する者又は侵害するおそれがある者』に当たるものと解するのが相当である。けだし、同法 112 条 1 項に規定する差止請求の制度は、著作権等が著作物を独占的に支配できる権利…であることから、この独占的支配を確保する手段として、著作権等の円満な享受が妨げられている場合、その妨害を排除して著作物の独占的支配を維持、回復することを保障した制度であるということができるところ、…同法 112 条 1 項に規定する差止請求についても、少なくとも侵害行為の主体に準じる立場にあると評価されるような幫助者を相手として差止めを求めることも許容されるというべき」として、幫助者としてのリース業者に対する差止請求を認めた。

2-7 ファイルログ事件（前掲）

(1) 判決の意義

本件は、ピアツーピアのファイル交換サービスの利用者が、許諾無く音楽著作物を MP3 形式で複製した電子ファイルをパソコンの共有フォルダ内に蔵置した状態で、同パソコンをサービス提供業者設置サーバに接続させる行為は、上記音楽著作物の著作権者が有する著作権（自動公衆送信権及び送信可能化権）を侵害する行為に当たり、当該サービス提供業者がその「著作権侵害行為の主体」とであると認めて差止請求を認容した点で、一連のカラオケ関連判決よりも更に踏み込んだ判決であるといえる。

(2) 事実の概要

原告は、音楽著作権等管理事業者であり、本件各管理著作物の著作権を管理している。被告は、本件サービスを提供している業者である。本件サービスの手順は、以下の通りである。

①利用者が、自己のパソコンを被告サイト（被告がインターネット上に開設しているウェブサイト）に接続して、本件クライアントソフト（本件サービス専用のファイル交換ソフトウェア）をダウンロードし、これをパソコンにインストールする。

②利用者が、任意のユーザー ID 及びパスワードを被告サーバ（被告がカナダ国内に設置している中央サーバ）に登録する。

③利用者（送信者）は、送信を希望する電子ファイルがあれば、任意のファイル名を付して、自己のパソコン内の共有フォルダに蔵置する。

④利用者が本件クライアントソフトを起動し、接続ボタンをクリックして被告サーバに接続すると、共有フォルダに蔵置した電子ファイルのファイル情報（ファイル名、フォルダ名、ユーザ ID 等）並びに IP アドレス及びポート番号が、被告サーバに送信される。

⑤被告サーバは、利用者のパソコンから送信された情報を基に、現時点でダウンロード可能なファイルに関するデータベースを作成する。

⑥利用者（受信者）は、受信を希望する電子ファイルがあれば、被告サーバに対して、キーワード及びファイル形式を指定した検索の指示を送信する。

⑦被告サーバは、検索指示を受信すると、上記データベースを検索し、被告サーバに現在接続している全利用者の共有フォルダ内の全ファイルから、上記指示

に合致したファイル名を有するものを検出し、検出したすべての電子ファイルに関する情報等（ファイル名、ファイルパス名、ユーザーID、IP アドレス及びポート番号等）を、受信者のパソコンへ送信する。

⑧受信者が、受信した電子ファイルに関する情報の中から取得したいファイルを選択し、「保存」をクリックすると、その電子ファイルを蔵置しているパソコンへ直接ダウンロード要求が送信される。

⑨ダウンロード要求された利用者（送信者）のパソコンから、当該電子ファイルが受信者のパソコンへ送信されて

⑩複製される。

原告は、本件サービスにおいて、原告が著作権を有する本件各音楽著作物を MP3 形式で複製した電子ファイルが原告の許諾を得ることなく交換されていることに関して、本件サービスを提供する被告の行為が原告の有している著作権（複製権、自動公衆送信権、送信可能化権）を侵害すると主張して、上記電子ファイルを本件サービスの送受信対象とすることの差止めを求めた。

(3) 判旨

①利用者の著作権侵害の有無（前提問題）

先ず、裁判所は、「送信者が、電子ファイルをパソコンの共有フォルダに蔵置して、本件クライアントソフトを起動して被告サーバに接続すると、送信者のパソコンは、被告サーバにパソコンを接続させている受信者からの求めに応じ、自動的に上記電子ファイルを送信し得る状態となる。したがって…その時点で、公衆の用に供されている電気通信回線への接続がされ、当該電子ファイルの送信可能化（著2条1項9号の5ロ）がされたものと解することができる。さらに、上記電子ファイルが受信側パソコンに送信された時点で同電子ファイルの自動公衆送信（同項9号の4）がされたものと解することができる。…以上によれば、本件サービスの利用者が、…原告の許諾を得ることなく、本件各 MP3 ファイルをパソコンの共有フォルダに置いて被告サーバに接続すれば、…本件各管理著作物について、著作権侵害（自動公衆送信権侵害及び送信可能化権侵害）を構成する（法23条1項）」として、利用者による著作権侵害を認定した。

②被告の著作権侵害の有無

次に、裁判所は、「被告自らは、パソコンに蔵置した

本件各 MP3 ファイルを被告サーバに接続させるという物理的行為をしているわけではない。…被告の行為が、送信可能化権及び自動公衆送信権を侵害するか否かについては、(i)被告の行為の内容・性質、(ii)利用者のする送信可能化状態に対する被告の管理・支配の程度、(iii)本件行為によって生ずる被告の利益の状況等を総合斟酌して判断すべきである」として、サービス提供者が侵害行為の主体であると認定できるかの解釈を、以下のように行った。

(i) 本件サービスの内容・性質

「ファイル情報の取得等に関するサービスの提供並びにファイルをダウンロードする機会の提供その他一切のサービスを、被告自らが、直接的かつ主体的に行っている。利用者は、被告のこれらの行為によってはじめてパソコンの共有フォルダ内に蔵置された電子ファイルが他の利用者へ送信することができる。…本件サービスにおいて送受信される MP3 ファイルのほとんどが違法な複製に係るものが明らかである。被告は、本件サービスの開始当時から上記事態に至ることを十分予想していたものと認められる。従って…本件サービスは、MP3 ファイルの交換に関する部分については、市販のレコードを複製した MP3 ファイルを自動公衆送信及び送信可能化状態にするためのサービスという性質を有する。」

(ii) 管理性等

「(①～⑦の行為には被告サイト及び被告サーバが不可欠である等の事実)を基礎にすると、利用者の電子ファイルの送信可能化行為及び自動公衆送信は、被告の管理の下に行われているというべきである。」

(iii) 被告の利益

「(広告収入の獲得を営業に取り入れていく意図、利用者から受信の対価を徴収するシステム変更をする予定であることを認定した上で)利用者には被告サーバに接続させて MP3 ファイルの公衆送信化行為をさせること、及び同 MP3 ファイルを他の利用者へ送信させることは、被告の営業上の利益を増大させる行為と評価することができる。」

以上の解釈の上で、裁判所は、「被告は、本件各管理著作物の自動公衆送信及び送信可能化を行っているものと評価でき、原告の有する自動公衆送信権及び送信可能化権の侵害の主体であると解するのが相当である」として、サービス提供者が侵害行為の主体その

ものであるとの構成を採用し、被告に対する差止請求を認容した。

3. 職務著作に関する判決

3-1 問題の所在

特許法においては、近年、35条第3項の解釈が大論点となり、元従業員発明者による元勤務先会社を被告とした提訴が続発する一方、その改正問題が論議されていることは、周知の通りである。この点、著作権法15条1項では、所謂職務著作による著作物の著作者が法人等であることを原則としているので（従って、経済権としての著作権の他、著作者人格権も法人等に原始帰属することになる）、特許法におけるような「相当の対価」についての規定はそもそも必要がない。よって、著作権法上、職務著作に関しては、著作物（法人の発意に基づくもの）の創作行為を事実上行った者が「法人等の業務の従事する者」に相当するか、等が問題となるだけであり、対価に関しては専ら契約上の問題として処理されることになる。

このうち、「法人等の業務の従事する者」に相当する者の範囲に関しては、これを広く解釈する学説と狭く解釈する学説との間の争いがある。例えば、田村善之『著作権法概説』311頁（有斐閣、第1版、1998）では、「法人等の外部の問題にまで15条の適用の余地を認めることは、権利関係を明確化し、著作物の円滑な利用を図る本条の趣旨に悖ることになろう。もちろん、雇用契約か否かということが問題なのではないから、形式上、委任や請負という形を採っていたとしても、実態において、法人等の内部において従業者として従事している者と認められる場合は別論である」と、主張されている。また、斉藤博『著作権法』118頁（有斐閣、2000）では、「「業務に従事する者」を雇用関係の外にある者にまで広げることは妥当ではない。「著作者」の地位を取得できる「使用者」は、雇用関係から生ずる社会保険や安全配慮義務など、労務についても全面的な責任を負う者でなければならないであろう」と、主張されている。さらに、紋谷暢男「職務著作—職務発明等の職務上の創作との関連—」コピライト No.510 10/2003 2-13頁では、「指揮命令関係に服して、その対価を受け取っているかどうかという形で決めていくべきだというふうに考えているわけです」と、主張されている。

3-2 RGB アドベンチャー事件

(1) 判決の意義

以上のように学説が争われている「法人等の業務に従事する者」について、平成15年4月11日に最高裁第二小法廷から出された判決が本件である。但し、最高裁判決は、当事者間の関係が雇用関係に該当するために職務著作に該当すると判断したので、雇用関係以外の場合に法15条1項の適用があるかどうかについて判示された訳ではないが、法15条1項の解釈における雇用関係の成立について、最高裁の判断がなされた点で、意義がある。

(2) 事実の概要

原告 X は中国籍デザイナーであり、被告 Y はアニメーション会社である。X は、Y の下でデザイン画作成業務に従事し、平成5年7月から平成6年11月までの間に複数のキャラクター図画（本件図画）を創作し、Y は、本件図画を使用したアニメーション作品「アールジービーアドベンチャー」を作成し、原告の氏名を表示することなく、配給した。そこで、X が、Y に対して、本件図画に係る著作権（複製権、翻案権）及び著作権人格権の侵害を主張して、アールジービーアドベンチャーの差止及び損害賠償請求を請求した。

(3) 主な争点及び当事者の主張

本件では、本件図画が X-Y 間の雇用契約に基づいて職務上作成されたかが争われ、X は、X-Y 間の契約関係は請負契約又は準委任だから著作権は X に帰属すると主張し、Y は、契約関係は雇用契約だから著作権は Y に帰属すると主張した。

(4) 第一審判決：東京地判平 11.7.12 平9(ワ)5200号 労判849号 32頁

①判決：請求棄却（X 敗訴）

②事実認定

裁判所は、以下の事実を認定した。即ち、平成5年7月15日に X が観光ビザにて来日した事、X が Y 代表者から就労条件を説明されそれを了承した事、その後 Y 代表者が X に対して就業規則を示しながら勤務条件等を説明した事、平成5年7月～12月に Y は X に対して賄い付き住宅を提供した事、平成5年8月～平成6年2月の毎月、X は Y に対して基本給の名目での12万円等を支給して給与明細書を交付した事（その間に X は一時帰国をしている）、平成6年1月に X が再度帰国した事、平成6年5月16日に X が就労ビザにて再々

来日した事、平成 6 年 6 月～平成 8 年 6 月の毎月、X は Y に対して基本給の名目での 24 万円等を支給して給与明細書を交付するとともに雇用保険を控除した事、平成 7 年 4 月～平成 8 年 6 月に X による勤務管理があった事、平成 8 年 6 月に X が Y を退職した事を、認定した。

③判断

裁判所は、「X と Y との間に締結された契約は雇用契約であると解するのが相当である」として、「本件図画は Y に著作権が帰属する」と認定した。その理由は、「(a) Y の代表者 A は、X と契約を締結するに当たって、あらかじめ、勤務時間、給与等の諸条件を説明し、原告もこれを了解しているが、その合意の内容は、雇用契約と解するのが合理的であること、(b) Y から X に対しては、原告がデザインを作成した出来高と関係なく、給与等の名目での毎月定額が支払われており、給与支払明細書が交付が同時に交付され、…雇用保険料及び所得税の源泉徴収がされているが、…X は一切異議を述べていなかったことに照らすと、…請負等の業務に対する対価と解する余地は全くないこと、(c) …X に対して賄い付きの下宿を提供していたこと、Y が X の日本式のアニメーションに関する技術習得の希望に沿って協力している事情を考慮すると、給与として必ずしも低額であるとは言えないこと、(d) …就業に必要な作業場所、道具についてはすべて Y が用意していること、Y は X に対しデザイン作成について個別的具体的な指示をし、その指示に従って Y が作業をしている事等」に拠る。

(5) 控訴審判決：東京高判平12.11.9 平11(ネ)4341号 判時1746号135頁、労判849号27頁

①控訴人：X

②判決：一部認容 (X 一部勝訴)

③事実認定

裁判所は、以下の事実を認定した。即ち、Y の就業規則で印刷されたものは平成 6 年 1 月以降のもののみであるので Y の X に対する勤務条件説明についての事実認定は採用不可である事、平成 5 年 8 月～平成 6 年 2 月の間には、給与からの健康保険料、雇用保険料、所得税等の控除はなく、勤務管理もない事、一方、平成 6 年 5 月～平成 8 年 6 月の間には、給料からの雇用保険料、雇用保険料、所得税等の控除が認められ、平成 7 年 4 月以降は、勤務管理が認められ、雇用保険被

保険者資格が取得されている事を、認定した。

④判断

裁判所は、平成 5 年 8 月～平成 6 年 2 月における X-Y 間の契約関係については、「X が創作した著作物が雇用契約に基づくものであると認めるには、X が就業規則を提示されたことの確認書あるいは雇用契約書の存在など何らかの明確な客観的な証拠が要するところ、本訴においてはこれらの証拠はない」として、雇用契約の締結を否定した。一方、平成 6 年 6 月～平成 8 年 6 月における X-Y 間の契約関係については、「X は雇用契約に基づき Y に勤務するようになったものと認めることができる」として、雇用契約の締結を肯定した。その結果として、裁判所は、平成 6 年 2 月以前に創作された本件図画については、「雇用契約に基づき職務上作成されたものであるとする Y の主張は認めることができ…ない」とし、平成 6 年 5 月以降に創作された本件図画については、「Y が著作者であると認めることができる」とした。

(6) 上告審判決：最(二小)判平15.4.11 平13(受)216号 裁時1337号4頁、判時1822号133頁、判タ1123号94頁、労判849号23頁

①上告人：Y

②判決：上告人敗訴部分破棄差し戻し (X 敗訴)

③判旨

裁判所は、「『法人等の業務に従事する者』に当たるか否かは、法人等と著作物を作成した者との関係を実質的にみたときに、法人等の指揮監督下において労務を提供するという実態にあり、法人等がその者に支払う金銭が労務提供の対価であると評価できるかどうかを、業務態様、指揮監督の有無、対価の額及び支払方法等に関する具体的な事情を総合的に考慮して、判断すべきものと解するのが相当である」と判示した。

その上で、裁判所は、「X は、…Y の従業員宅に居住し、Y のオフィスで作業を行い、Y から毎月基本給の名目で一定額の金銭の支払いを受け、給料支払明細書も受領していたのであり、しかも X は、Y の企画したアニメーション作品等に使用するものとして本件図画を作成したのである」から、「X が Y の指揮監督下で労務を提供し、その対価として金銭の支払いを受けていたことをうかがわせるものとみるべきである」とし、原判決中の Y 敗訴部分を破棄差し戻した。

- (7) 差戻控訴審判決：東京高判平16. 1. 30 平 15 (ネ)
2088 号 控訴棄却
(以上、執筆：金井英幸)

4. 映画の著作物の著作権者に関する判決

- 4-1 マクロス事件(東京地判平 15. 1. 20 平 13 (ワ)
6447 号 判時 1823 号 146 頁, 判タ 1123 号
263 頁)

(1) 事実の概要

原告(被控訴人)X はアニメーション映画製作会社であり、被告(控訴人)Y1 は作家、漫画家等のための代行業務を行う企画会社、同 Y2 はテレビ、ラジオの宣伝映画等の企画製作会社である。その他、事実審にて認定された事実関係は図 1 の通りである。

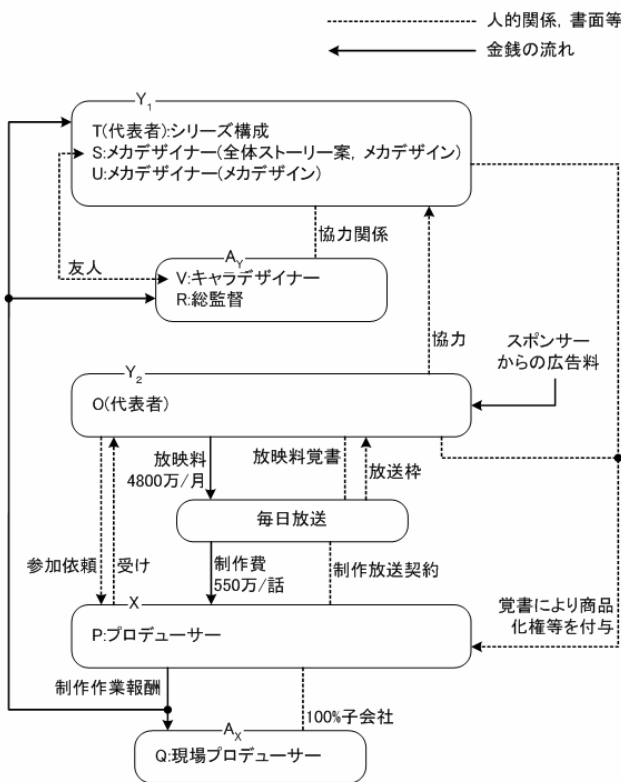


図 1 本件の事実関係

(2) 主な争点

①争点 1 (X の主位的主張)

本件テレビアニメ「超時空要塞マクロス」について、職務著作の規定(著 15 条 1 項)により原告が著作権を有するか。

- ・ 著 15 条 1 項の大意

「法人その他使用者の発意に基づきその法人等の業務に従事する者が職務上作成する著作物で、その法人等が自己の著作の名義の下に公表するものの著作権は、

…中略…、その法人等とする。」

②争点 2 (X の予備的主張)

本件テレビアニメについて、映画の著作物の著作権の帰属の規定(著 29 条 1 項)により原告が著作権を有するか。

- ・ 著 29 条 1 項の大意

「映画の著作物の著作権は、その作者が映画製作者に対し当該映画の著作物の製作に参加することを約束しているときは、当該映画製作者に帰属する。」

(3) 解説

テレビアニメは映画の著作物(著 2 条 3 項)であるから、著 16 条の規定により、その映画の著作物の全体的形成に創作的に寄与した者が、その作者とされる。ただし、職務著作の規定(著 15 条 1 項)に該当する場合にはこちらが優先適用され(著 16 条ただし書)、使用者とされる。

よって、主位的主張が成り立つためには、まず「全体的形成に創作的に寄与した者」を特定し、その上で、その者による当該著作物の作成が職務著作の要件を満たすことを立証する必要がある。これに成功すれば、著作財産権のみならず著作者人格権も当該使用者に帰属することとなる。

なお、主位的主張が成り立たないとしても、著 29 条の規定により著作財産権の帰属を争うことができる。これを争ったのが予備的主張である。

これが成り立つためには、映画製作者(映画の著作物の製作に発意と責任を有する者(著 2 条 1 項 10 号))を特定し、その上で、著作者と認定された者が映画製作者に対して当該映画の製作への参加を約束していたことを立証する必要がある。これに成功すれば、著作財産権(著作者人格権は含まない)を映画製作者に帰属させることができる。

(4) 判旨

①争点 1 について

裁判所は、「本件テレビアニメの現場で制作作業全般に関わり、その出来映えについて最終的な責任を負い、…最終的な決定を行っていたのは、総監督 R (訴外アートランド所属) であるから、同人は、監督として本件テレビアニメの「全体的形成に創作的に寄与した者」に当たると認められる」とする一方、Y 所属のプロデューサー P については、「主としてスポンサー、テレビ局、広告代理店との交渉等を担当しており、創作

面で具体的な関与はなく、スタッフに指示を与えたこともなかった」から「本件テレビアニメの全体的形成に創作的に寄与した者とはいえない」と認定し、X が著作者である事を否定し、X の主位的主張を棄却した。

②争点2について

裁判所は、「本件テレビアニメは、…毎日放送でのテレビ放送が決まった段階で、毎日放送の要望によりアニメ制作に実績がある X に対し制作が依頼された。同依頼を受けて、X は…毎日放送との間で、本件テレビアニメを制作する旨の契約を締結し…、アニメ制作作業を開始させた。…X が制作に関与するようになった後は、制作費用はすべて原告が支払った。X は、…上記契約により、同契約で合意された納品スケジュールに沿って、本件テレビアニメを制作し、納品する義務を負い…、本件テレビアニメの制作の進行管理及び完成について責任を負った」ことを前提に、「X は、毎日放送と上記制作契約を締結することにより本件テレビアニメの制作意思を有するに至ったものであり、また、自ら制作費用を負担して自己の計算により本件テレビアニメの制作を行い、本件テレビアニメの制作の発注者である毎日放送に対して、その制作の進行管理及び完成についての責任を負っていたのであるから、X は、本件テレビアニメの製作に発意と責任を有する者であるということが出来る」とした。なお、「発意」に関して、裁判所は、「必ずしも最初にその映画の企画を立案することを要するものではなく、第三者からの働きかけによりその映画を製作する意思を有するに至った場合をも含むものと解すべき」と、緩やかに認定した。

また、裁判所は、本件テレビアニメの「全体的形成に創作的に寄与した者」とであると認定した総監督 R が「X が毎日放送との制作契約に基づいて本件テレビアニメを制作することを知った上で、総監督として本件テレビアニメの製作に参加しており、制作作業に対する報酬も X から A（その子会社）を通じて受け取っていたのであるから、…R は、映画製作者である X に対し、本件テレビアニメの製作に参加することを約束していたと認定することが相当である」とした。

以上により、裁判所は、「X は、法 29 条 1 項の規定により、本件テレビアニメについての著作権を取得したといえる」と認定し、X の予備的主張を認容した。

(5) その他

東京地裁による以上の映画製作者の認定（「責任」、「発意」の解釈）について判断は、控訴審でも支持された（東京高判平 15. 9. 25 平 15（ネ）1107 号）。

また、本件アニメに登場する各種キャラクター（図柄）の著作権の帰属については、別件で争われ、本件における被告らの共有であるとの判断がされている（東京地判平 14. 2. 2 平 13（ワ）1844 号，東京高判平 14. 10. 2 平 14（ネ）1911 号）。（4項執筆：岡戸昭佳）

5. 著作権の制限に関する判決

5-1 問題の所在

著作権法は、著作物を著作権者に無断で複製または利用することができる行為を例外規定として限定列挙している（著 30 乃至 50）。著作権法は、教育現場での著作物での利用も考慮しており、この例外規定中に「検定教科書」等への掲載（著 33 条）、「学校教育番組」の放送（著 34 条）、「教育機関」での複製（著 35 条）、「試験問題」としての複製（著 36 条）を、いずれも著作権者の許可を得ずして著作物を複製することができる行為として規定されている（なお、これら例外規定のうち、「教育機関」での複製規定を除き「補償金」を支払うことを条件としている）。

しかしながら、これら例外規定の境界線上では、公共的理由による著作物の自由利用と著作権者の権利とが天秤にかけられる傾向にあり、著作権者の権利制限を輕輕しく行うべきではないという主張と、公共の利益のためには著作権の権利制限を広く認めるべきだという主張が常にぶつかり合っていると見える。

以下解説する事件は、教育ビジネスとして成立している、検定教科書に掲載された著作物をもとに国語テストを製作する行為が、著作権法第 36 条に規定する「試験問題」としての複製に該当するののか、すなわち、検定教科書に準拠して国語テストを作成し、印刷、出版、販売する者は、著作権者に無断で検定教科書に掲載された著作物を複製することが出来るのか、を問われた事件である。

5-2 国語テスト事件（東京地判平 15. 3. 28 平 11（ワ）5265 号）

(1) 判決の意義

検定教科書に準拠して作成される国語テストは、試験における問題の秘密性を担保する趣旨で設けられた

著作権法第 36 条の「試験問題」に該当しない旨を判示し、かかる行為に対しては著作権者の権利が制限されないことを明確にした。

(2) 事実の概要

原告は、アメリカ合衆国の国籍を有した画家である A により設立された財団である。原作者 A は、「ピーターのいす」という童話及び挿し絵を著作し、本件各著作物に対する著作権を有していたが、原告が原作者 A より上記著作権を承継した。

本件各著作物は、日本書籍株式会社発行の小学校 1 年生用国語科検定教科書に掲載されており、一方、被告らは、これら検定教科書に準拠した国語テストを印刷、出版、販売している。

本事件は、本件著作物の著作権者である原告が、本件各著作物を掲載した本件国語テストの被告らによる印刷、出版、販売は、原告の本件各著作物に対する複製権等を侵害すると主張し、著作権に基づく被告による本件国語テストの印刷、出版、販売及び頒布の差止め、並びに複製権侵害を理由とする損害賠償又は不当利得返還を求めた事案である。

(3) 主な争点及び当事者の主張

被告らが、本件著作物を国語テストに掲載することが、著作権法 36 条 1 項にいう「試験又は検定の問題」としての複製に当たるかどうか争われた。

被告らは、本件著作物を本件国語テストに掲載する行為は、本件国語テストが本件各著作物の通常の利用方法に代替・競合するものではなく、一般書籍の販売に悪影響を及ぼすことはないから試験問題としての限度を超えるものではない、同条文に規定する「試験」は厳格な秘密性が求められない校内試験や予備校等が行う模擬テスト等を想定しており、入学試験に類するものに限られず、本件国語テストは現行著作権法制定当時から広く小学校の教育現場で利用されており、これを前提として現行著作権法が制定された等を主張した。

これに対して、原告は、学校内で試験を行う場合は試験問題としてある著作物を使用しても著作権法 35 条の適用により著作権の制限が可能であるから、著作権法 36 条は、学外において行われる試験又は検定に限って適用されるべきであり、また、著作権法 36 条の立法趣旨は、事前に試験の問題が漏洩されれば試験の公正を保てず、このため試験に用いる度に著作権者の

許諾を得なければならないとすると秘密性が保てなくなるとあるから、同条の「試験」はこのような秘密性を保ち公正な評価を要求されている試験に限定されるべき等を主張した。

(4) 判決内容

裁判所は、教科書に掲載されている本件各著作物が本件国語テストに利用されることは、当然のこととして予測されるものであるから、本件国語テストについて、いかなる著作物を利用するかということについての秘密性は存在せず、そのような秘密性を理由として、著作物の複製についてあらかじめ著作権者の許諾を受けることが困難であるような事情が存在するということもできないと認定した。

そして、かかる認定に基づき、被告らが、本件各著作物を本件国語テストに複製することは、著作権法 36 条 1 項所定の「試験又は検定の問題」としての複製に当たるものではない、と判示した。

5-3 考察

上述の通り、著作権法は、著作権者の許可を得ないで自由利用できる行為、逆の言い方をすれば著作権者の権利が制限される行為を例外規定として規定している。そして、著作権法は、著作権者の権利を制限する対価として「補償金」の支払を義務付けている場合が多く、本事件で問題となった著作権法 36 条においても、同条 2 項において、営利を目的として複製をする者は通常の使用料に相当する補償金を支払わなければならないと規定されている。

本事件においては、著作権侵害の主張が認められたものの、裁判所が被告らに支払を命じた損害賠償額は驚くほど低額であった（原告主張は各被告らに対し約 400 万円から約 1 億 6000 万円を請求したのに対し、本判決で認めた損害賠償額は約 1.4 万円から約 8.6 万円であった）。しかしながら、権利の効力としては「許諾」と「補償金」とでは雲泥の差がある。その意味で、検定教科書の内容に準拠した国語テストを印刷、販売等する行為は例外規定の行為に該当せずと判示した本判決は「勝手に使用するなど言える権利」を著作権者が有することを明確にしたことについて大きな意味があったものと言える。（5 項執筆：中川裕幸）

（原稿受領 2004. 4. 20）